

静岡県東部地域の減災に係る取組方針

令和4年3月

静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会

沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町、駿東伊豆消防本部、富士山南東消防本部、御殿場市・小山町広域行政組合消防本部、静岡県警察本部警備部災害対策課、陸上自衛隊第34普通科連隊、伊豆箱根鉄道株式会社鉄道部
静岡県危機管理部・経営管理部東部地域局・交通基盤部河川砂防局・沼津土木事務所・健康福祉部政策管理局、
気象庁静岡地方气象台、国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所

－ 目 次 －

1. はじめに	1
2. 本協議会の構成委員	3
3. 静岡県東部地域における水害の主な特徴	4
4. 現状の取組状況と課題	6
5. 減災のための目標	13
6. 概ね5年で実施する取組	16
7. 流域治水に関する取組	16
8. フォローアップ	16

1. はじめに

狩野川流域は、上流域の天城山系や支川黄瀬川上流域の富士山麓部において年平均降水量が 3,000mm を越える多雨地帯を抱えており、往古より幾多の洪水が発生している。東部地域の山地部では、急流箇所が多いとともに崩壊しやすい地質構造となっているため、河岸浸食や洗堀の発生確率が高く、これによる道路の寸断などで災害時には孤立集落の発生が想定される。また、扇状地・市街地部では、甚大な氾濫被害が想定される。そして、低平地部では、地形的な要因や土地利用状況から内水氾濫が発生しやすく、海岸堤防や河川堤防に囲まれた地域では、河川の氾濫が発生した場合、排水に長時間かかる可能性がある。

鮎沢川流域は、鮎沢川の平均河床勾配が約 1/60 であり、全国の主要な河川と比較しても非常に急勾配の河川であるとともに、流域のほとんどが大雨水で崩壊しやすい地質構造となっているため、山腹崩壊や土石流の発生しやすい地域となっている。

沼川流域は、愛鷹南麓の急斜面を下り、山麓に広がる低地帯に至るため、雨水が短時間で低地帯に到達する状況にあるが、沼川自体にはほとんど勾配がなく雨水の海への排水が難しい地形となっており、浸水被害が多発している。

「静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会」（以下、「協議会」という。）は、洪水氾濫や土砂災害による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するために設立された。そして、このたび本協議会は、東部地域における水害の特徴や課題、また、これまでの取組の進捗状況等を踏まえ、令和 3 年度から 7 年度までに、命を守るための円滑かつ迅速な避難、氾濫発生後の社会機能の早期回復等、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について、「静岡県東部地域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は本協議会規約第 5 条に基づき作成したものである。

■大規模氾濫時の減災対策に係るこれまでの取り組み経緯

○全国

- ・平成 27 年 9 月 関東・東北豪雨
鬼怒川の堤防決壊、各地で浸水やがけ崩れ、土石流などの被害が発生
(死者・行方不明者 8 名、全壊・半壊・一部破損合わせて 7,445 棟、床上・床下浸水 12,278 棟)
- ・平成 27 年 12 月 11 日 国土交通省が「水防災意識社会 再構築ビジョン」を発表
- ・平成 28 年 8 月 台風第 7 号、第 11 号、第 9 号、第 10 号による水害・土砂災害
北海道で堤防決壊等による浸水被害の他、岩手県の高齢者施設で被害が発生
(死者・行方不明者 29 名、全壊・半壊・一部破損合わせて 4,353 棟、床上・床下浸水 4,945 棟)
- ・平成 29 年 6 月 20 日 国土交通省が「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」(以下「緊急行動計画」という。)をとりまとめ
- ・平成 30 年 7 月 平成 30 年 7 月豪雨(西日本豪雨)
西日本を中心に、広域的かつ同時多発的に、河川の氾濫、がけ崩れ等が発生
(死者・行方不明者 245 名、全壊・半壊・一部破損合わせて 22,001 棟、床上・床下浸水 28,469 棟)
- ・平成 31 年 1 月 29 日 国土交通省が「緊急行動計画」を改定
- ・令和元年 10 月 令和元年東日本台風
千曲川や久慈川の堤防が決壊するなど、東日本を中心に広域的に被害が発生
(死者・行方不明者 111 名、全壊・半壊・一部破損合わせて 70,652 棟、床上・床下浸水 31,021 棟)
- ・令和 2 年 7 月 6 日 国土交通省が「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」をとりまとめ

○静岡県東部地域

- ・平成 28 年 5 月 27 日 狩野川流域(直轄河川区間)において「狩野川水防災協議会」を設立
- ・平成 29 年 2 月 1 日 東部地域における県管理河川において「東部地域豪雨災害減災協議会」を設立
- ・平成 30 年 5 月 14 日 国及び県の協議会を統合し本協議会を設立

2. 本協議会の構成委員

本協議会の構成委員とそれぞれの構成委員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は以下のとおりである。

構成機関	構成委員
沼津市	市長
三島市	市長
御殿場市	市長
裾野市	市長
伊豆市	市長
伊豆の国市	市長
函南町	町長
清水町	町長
長泉町	町長
小山町	町長
駿東伊豆消防本部	消防長
富士山南東消防本部	消防長
御殿場市・小山町広域行政組合消防本部	消防長
静岡県警察本部警備部災害対策課	課長
陸上自衛隊第34普通科連隊	連隊長
伊豆箱根鉄道株式会社鉄道部	部長
静岡県	
危機管理部	危機管理監代理兼危機報道官
経営管理部 東部地域局	副局長兼東部危機管理監
交通基盤部 河川砂防局	局長
沼津土木事務所	所長
健康福祉部 政策管理局	局長
気象庁静岡地方气象台	台長
国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所	所長

3. 静岡県東部地域における水害の主な特徴

① 過去 50 年間大規模な水害が発生していない

狩野川放水路が昭和 40 年に完成して以降、過去 50 年間大規模な水害が発生していない。令和元年東日本台風は、狩野川台風規模の豪雨をもたらしたが、放水路により本川の流量を減らすことで下流の水位を低下させ狩野川本川の氾濫を防いだ。

② 支川における水害は度々発生している

昭和 49 年 7 月及び昭和 51 年 8 月 沼川（沼津市）、平成 2 年 9 月 大場川（三島市）、平成 10 年 8 月 来光川、柿沢川、函南観音川（函南町）、平成 16 年 10 月 戸沢川（伊豆の国市）高橋川（沼津市）、平成 22 年 9 月 野沢川、須川、小山湯舟川（小山町）では河川の越水・溢水等により甚大な被害が発生している。令和元年 10 月 洞川、戸沢川（伊豆の国市）等では、本川合流地点で本川への排水が困難となり河川の溢水による被害が発生している。令和 3 年 7 月 黄瀬川（沼津市・長泉町・裾野市）、沼川（沼津市）、高橋川（沼津市）では河川の護岸崩壊等により甚大な被害が発生している。

③ 急激な水位上昇

狩野川上流域の天城山系は年間降水量が 3,000 mm を越える多雨地帯であり、上流にダム等の洪水調節施設もないため、降雨から出水までの時間が短く、急激に水位が上昇する傾向にある。

また、支川黄瀬川では、上流域における短時間の集中豪雨により急激に水位が上昇する傾向にあり、平成 20 年 7 月の大雨では 10 分間で 2.71 m 水位が上昇した。

④ 頻発する内水被害

狩野川中流域に広がる田方平野は東西を山地に囲まれた盆地状の地形であり、中下流域は低平地が連続し、かつ都市化が進んでいるため、内水被害が頻発している（沼津市、三島市、函南町、伊豆の国市等）。

また、沼津市西部の青野地区は、窪地状の低地帯となっており、降雨による雨水が集まりやすい地形であるとともに、土地利用形態の変貌により浸透機能が徐々に減少しているため、内水被害が発生しやすくなっている。（沼津市）

⑤ 土砂災害との同時発生による被害拡大

東部地域は大半が火山噴出物で覆われている地形地質的特徴があり、

降雨による土砂災害もこれまでに多く発生している。昭和 33 年の狩野川台風の際にも倒木や土砂を含んだ洪水が被害を拡大したほか、昭和 36 年 6 月の豪雨では伊豆市土肥地区で山林の崩壊とともに大量の土砂が山川に堆積し堤防を決壊させた。近年では平成 22 年 9 月の小山町において局地的豪雨により崩壊した土砂が河道を埋塞し、野沢川、須川などが氾濫し甚大な被害が発生している。

4. 現状の取組状況と課題

東部地域における減災対策について、各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、「狩野川流域の取組方針」で示した内容を基本とし、過去5年間を振り返り、見直しを行った。令和3年度時点の取組状況と課題は以下のとおりである。なお、表中の記号(A～Z、a～l)は、「6.概ね5年で実施する取組」に記載した課題の対応欄の記号と対応している。

① 地域住民の水防災意識の向上に関する事項

項目	現状○と課題● ※…過去5年間を振り返って修正・追加した内容
水防災意識について	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和33年の狩野川台風で約3,000haが浸水するなど、これまで度々水害を経験した地域であるが、狩野川放水路完成以降50年間、狩野川本川で氾濫被害が発生していないが、支川では度々氾濫被害が発生している。 ○県では、職員が講師として学校や企業等に防災訓練の出前講座を実施している。 ○管内各地で、「地域防災力」の向上を目的に、地域住民の方に水害・土砂災害時や事前の対応を学んでいただく図上訓練を実施し、その成果として「手作りハザードマップ」を作成・公表している。 ○市町は、防災に関する情報や河川水位による危険度、避難や水防活動の際に注意することなどを分かりやすくまとめたガイドブックやチラシ、自主防災新聞等を作成・配布、またHPでも紹介している。 ○市町職員等が講師となり、町内会等で訓練内容を計画し、地域で希望する防災訓練（洪水や地震・津波等）を実施している。 ○沼津市をはじめ各市で水防訓練を実施しており、地元住民も参加している。 ●過去の被害の経験・教訓を風化させないように、次世代に継承していくための継続的な取組が必要である。※…(A) ●これまでの洪水で大きな効果を発揮してきた狩野川放水路の役割や効果について、地域住民に十分に理解されていない。…(B)

項目	現状○と課題● ※…過去5年間を振り返って修正・追加した内容
	<p>●住民に自助・共助の大切さが十分理解されていないことが懸念されるため、防災意識向上に向けた継続的な取組を行うことで、世代間の継承、災害に強い地域文化を形成する必要がある。…(C)</p> <p>●地方公共団体の水防災社会再構築に係る取組を継続的に支援する必要がある。*…(D)</p>

② 迅速かつ的確な情報提供と確実な避難行動に関する事項

項目	現状○と課題● ※…過去5年間を振り返って修正・追加した内容
想定される浸水リスクの周知について	<p>○狩野川において、計画規模の降雨による浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を沼津河川国道事務所ホームページ等で公表している。</p> <p>○避難場所として公共施設等を指定し、水害ハザードマップ、WEB等で周知している。</p> <p>○県管理河川において洪水浸水想定区域図を策定し、県HP等で公表している。</p> <p>○各市町では、避難場所や避難経路、洪水による浸水区域と土砂災害危険区域を記載した災害ハザードマップを作成し、住民に配布すると共にホームページで周知している。</p> <p>●浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されていない。…(E)</p> <p>●要配慮者施設における避難計画の作成率及び訓練の実施率が低い。…(F)</p> <p>●最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域図、ハザードマップが未策定の河川がある。*…(G)</p> <p>●洪水時の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた時の対応について、行政や住民が十分理解しておく必要がある。…(H)</p> <p>●計画規模を超える大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合に住民避難が適切に行えないことが懸念される。…(I)</p>

項目	現状○と課題● ※・・・過去5年間を振り返って修正・追加した内容
洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容	<p>○避難や水防活動に役立つ雨量、河川水位、気象情報等のリアルタイム情報をホームページで提供している。</p> <p>○水位観測所における水位状況をライブカメラ情報として配信している。</p> <p>○誰もが簡単に情報入手できるように地上デジタルデータ放送等も活用して情報提供している。</p> <p>○国、県、市町の幹部職員間で緊急連絡体制（ホットライン）を構築している。</p> <p>●インターネット等により防災情報を提供しているが、情報の入手先が分からず、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。・・・(J)</p> <p>●提供されている情報の持つ意味が十分理解されていない懸念がある。・・・(K)</p> <p>●水位計や監視カメラが設置されていない河川の情報が入手できない。・・・(L)</p>
円滑な避難情報の発令について	<p>○沼津河川国道事務所と静岡地方気象台が共同で行う洪水予報や水位観測所の水位情報等を参考に、情報の発令を行っている。</p> <p>○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」（沼津河川国道事務所・静岡地方気象台共同発表）を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、越水の重大災害が発生する恐れがある場合には、沼津河川国道事務所長から首長等に対して情報伝達（ホットライン）を行っている。</p> <p>○平成31年3月から自ら命を守る意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるため、5段階の警戒レベルの運用を開始した。</p> <p>○平成25年6月の災害対策基本法の改正により、避難の「指示」には屋内での退避等も含まれることになった。</p> <p>○狩野川本川に関する避難指示の発令基準に基づいたタイムライン（時系列の防災行動計画）が作成されている。</p> <p>●避難指示の発令基準に基づいたタイムライン（時系列の防災行動計画）が作成されていない。・・・(M)</p> <p>●関係機関間で水害対応の手順等の情報共有が十分に図られているとは言えない。・・・(N)</p> <p>●避難計画及び避難指示の発令基準が住民の避難行動に直</p>

項目	現状○と課題● ※…過去5年間を振り返って修正・追加した内容
	<p>接結びついていない。…(O)</p> <p>●沿川市町は風水害における避難指示の実績が少ないため、円滑な避難指示等の発令ができない恐れがある。…(P)</p> <p>●避難指示発令等の判断やタイミングが難しいため、河川管理者の首長の意思決定を後押しする支援が必要である。…(Q)</p>
住民等への情報伝達の方法について	<p>○急激に水位上昇するため、雨量、水位等の情報をホームページなどにより常時提供している。</p> <p>○避難情報を防災無線、広報車、防災ラジオ、緊急速報メール、コミュニティFMなどにより伝達している。</p> <p>○雨量、水位等の情報をホームページなどにより常時提供している。</p> <p>○管内には河川のリアルタイムの状況が分かるライブカメラを82箇所設置している。</p> <p>●防災無線、広報車などによる伝達は、風雨などの騒音等により聞き取りが困難となることが懸念される。…(R)</p> <p>●多くの防災情報が発信されているが、活用方法や説明の文言などが受け手側に分かりにくい。…(S)</p> <p>●メール配信による情報提供を行っているが、一部の利用にとどまっている。…(T)</p>
住民等の安全な避難について	<p>●避難の安全性が確保されていない。*…(U)</p>

③ 洪水氾濫による被害を軽減するための水防活動・排水活動に関する事項

項目	現状○と課題● ※…過去5年間を振り返って修正・追加した内容
水防活動の実施体制の強化について	<p>○河川巡視等の水防活動は水防団が担っている。</p> <p>○毎年、出水期前に河川管理者と各市町、地元消防団を含めた消防機関と共に重要水防箇所の手合巡視を行っている。</p> <p>○県では資機材不足発生時の広域的な応援体制を構築している。</p> <p>●水防団員の高齢化が進んでおり、迅速かつ的確な水防活動を継続させるため、若年層の入団促進や、水防団員に対する重要水防箇所や水防資機材等の状況の理解促進、水防技術の伝承及び水防活動の効率化を図る必要がある。…(V)</p> <p>●水防団が円滑に活動するための拠点等の施設整備が不足している。…(W)</p> <p>●基準観測所の対象区間が広範囲であるため、優先的に水防活動を実施すべき箇所の状況が十分把握できていない。…(X)</p>
水防資機材の整備状況について	<p>○土のう袋やロープ、ブルーシート等を水防倉庫などに用意している。</p> <p>○静岡県と各市町で水防倉庫に備蓄している水防資機材の確認を行っている。</p> <p>●複数箇所の水防対応や大規模な対応が必要となった場合に資機材の不足が懸念される。…(Y)</p>
災害拠点病院等の水害時における対応について	<p>○堤防が決壊した場合の想定浸水深等について、事前の確認が十分に出来ていない施設がある。</p> <p>●大規模な水害時には、災害拠点病院や工場等が浸水し、機能が低下・停止する恐れがある。…(Z)</p> <p>●浸水が予想される施設や地域について、浸水リスクや対策等の説明が十分になされていない。…(a)</p>
排水施設、排水資機材の操作・運用について	<p>○出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している。</p> <p>○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保している。</p> <p>○沼津河川国道事務所では、排水ポンプ車による排水活動</p>

項目	現状○と課題● ※…過去5年間を振り返って修正・追加した内容
	<p>の地域支援、また、それを緊急時により迅速かつ確実に対応するため大規模な浸水が予測される地域で排水ポンプ車等の実働訓練を実施している。</p> <p>○CCTV 監視カメラ（82箇所）による情報提供、下流の国管理区間と上流の県管理区間の情報共有を図っている。</p> <p>●想定最大規模の洪水や津波を対象とした被災に対する排水計画が未整備であり、迅速な復旧作業ができない可能性がある。…(b)</p> <p>●計画規模の洪水時に浸水が想定される排水機場の耐水化や非常用電源の整備等による機能維持が必要である。 ※…(c)</p> <p>●大規模な浸水が予想される地区において、より迅速な排水活動を行うために実働訓練が必要である。…(d)</p> <p>●流水を安全に流すためのハード対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための危機管理ハード対策の整備が必要である。…(e)</p> <p>●排水機場の操作人の避難に伴い排水機場を停止せざるをえないことから、操作人がいなくても遠隔制御ができる整備が必要である。※…(f)</p> <p>●近年、激化する気象状況（局地的豪雨や台風の大型化など）からも流域の治水安全度は十分ではない。…(g)</p>
被害を軽減するための施設整備について	○河道の流下能力が不足している区間の整備を実施している。また、沼川では新放水路の整備に着手した。
内水被害を軽減するための取り組みについて	<p>●ハード・ソフト面からの総合的な内水対策の実施が必要である。…(h)</p> <p>●近年、激化する気象状況（局地的豪雨や台風の大型化など）からも流域の治水安全度は十分ではない。…(g)</p>
水防活動のための水防警報の伝達や河川水位等に係る情報提供	<p>○国では、水防警報指定河川での水防警報を発表・伝達している。</p> <p>○避難や水防活動に役立つ雨量、河川水位、気象情報等のリアルタイム情報をホームページで提供している。</p> <p>○水位観測所における水位状況をライブカメラ情報として配信している。</p> <p>○誰もが簡単に情報入手できるように地上デジタルデータ</p>

項目	現状○と課題● ※…過去5年間で振り返って修正・追加した内容
	<p>放送等も活用して情報提供している。</p> <p>●情報伝達された際の各行政機関が、どのように行動をとるべきか十分理解されていないことが懸念されるため、住民の命を守ることを第一に、避難指示の発令等に着目したタイムラインを定期的に確認する必要がある。※…(i)</p>
河川の巡視	<p>○堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上、特に注意を要する箇所を重要水防箇所として位置付けている。</p> <p>○重要水防箇所は水防計画に記載するとともに沼津河川国道事務所及び県のHPで公表している。</p> <p>○国及び県では、洪水時に重要水防箇所を中心に、必要に応じて河川巡視を行っている。</p> <p>○出水期前に国、県、市町等で堤防点検等を実施し、水防上危険な箇所の情報共有を図っている。</p> <p>●河川巡視情報が伝達された際の各行政機関が、どのような行動を取るべきか十分理解されていないことが懸念される。(タイムライン等の取組が必要)…(j)</p>
堤防等河川管理施設の現在の状況	<p>○治水安全度の緊急性や地元要望等を考慮して河川整備を推進</p> <p>●本川の排水等に対する合流部でのハード対策等が必要である。※…(k)</p> <p>●上流部で発生した土砂・流木の影響により下流における被害が拡大する危険性がある。※…(l)</p> <p>●近年、激化する気象状況（局地的豪雨や台風の大型化など）からも流域の治水安全度は十分ではない。…(g)</p>

5. 減災のための目標

前述の現状と課題を踏まえ、各構成機関が連携して令和 7 年度までに達成すべき減災目標は、以下のとおりとする。

【達成すべき目標】

東部地域の豪雨災害に対し、地形・社会特性を踏まえ

- 住民の防災意識の向上
- 逃げ遅れによる人的被害をなくすこと
- 氾濫発生後の社会機能の早期回復

を目指す。

上記目標の達成に向け、東部地域において、以下の項目を 3 本柱とした取組を実施する。

- (1) 地域住民の防災意識を向上させるための防災教育推進の取組
- (2) 地域住民の確実な避難のための取組
- (3) 洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動・復旧活動等の取組

静岡県東部地域においては、3 本柱に基づく 7 つの重点取組事項を設定し、目標達成に向けた取り組みを実施している。

□ 3本柱と7つの重点取組事項

- (1) 地域住民の防災意識を向上させるための防災教育推進の取組
 - ①防災教育等の推進
- (2) 地域住民の確実な避難のための取組
 - ②洪水時における情報提供の充実
 - ③広域避難体制の構築
 - ④要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の促進
- (3) 洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動・復旧活動等の取組
 - ⑤水防団（消防団）の組織強化
 - ⑥水防活動の充実
 - ⑦治水施設整備等の促進

7つの重点取組事項と概ね5年で実施する取組の対応を次ページに整理した。

概ね5年で実施する取組と重点取組事項の関係

取組内容	重点取組事項
(1) 関係機関の連携体制	
1 大規模氾濫減災協議会等の設置	-
(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組	
①情報伝達、避難計画等に関する事項	
2 洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	②洪水時における情報提供の充実
3 避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（タイムライン）	②洪水時における情報提供の充実
4 多機関連携型タイムラインの拡充	②洪水時における情報提供の充実
5 水害危険性の周知促進	②洪水時における情報提供の充実
6 ICT等を活用した洪水情報の提供	②洪水時における情報提供の充実
7 危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理	②洪水時における情報提供の充実
8 洪水予測や河川水位の状況に関する解説	②洪水時における情報提供の充実
9 防災施設の機能に関する情報提供の充実	②洪水時における情報提供の充実
10 ダム放流情報を活用した避難体系の確立【対象外】	-
11 土砂災害警戒情報を補足する情報の提供	②洪水時における情報提供の充実
12 避難計画作成の支援ツールの充実	②洪水時における情報提供の充実
13 隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	③広域避難体制の構築
14 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	④要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の促進
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項	
15 浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等	②洪水時における情報提供の充実
16 ハザードマップの改良、周知、活用	②洪水時における情報提供の充実
17 浸水実績等の周知	②洪水時における情報提供の充実
18 ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	②洪水時における情報提供の充実
19 災害リスクの現地表示	②洪水時における情報提供の充実
20 防災教育の促進	①防災教育等の推進
21 避難訓練への地域住民の参加促進	①防災教育等の推進
22 互助の仕組みの強化	①防災教育等の推進
23 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	①防災教育等の推進
24 地域防災力の向上のための人材育成	①防災教育等の推進
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項	
25 洪水予測や水位情報の提供の強化	②洪水時における情報提供の充実
26 決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	⑦治水施設整備等の促進
27 避難路、避難場所の安全対策の強化	⑦治水施設整備等の促進
28 応急的な退避場所の確保	⑦治水施設整備等の促進
29 河川防災ステーションの整備	⑥水防活動の充実
(3) 被害軽減の取組	
①水防体制に関する事項	
30 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	⑥水防活動の充実
31 水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）	⑤水防団（消防団）の組織強化
32 水防訓練の充実	⑥水防活動の充実
33 水防関係者間での連携、協力に関する検討	⑤水防団（消防団）の組織強化
②多様な主体による被害軽減対策に関する事項	
34 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	②洪水時における情報提供の充実
35 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）	②洪水時における情報提供の充実
36 早期復興を支援する事前の準備	⑦治水施設整備等の促進
(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組	
37 排水施設、排水資機材の運用方法の改善	⑦治水施設整備等の促進
38 排水設備の耐水性の強化	⑦治水施設整備等の促進
39 浸水被害軽減地区の指定	②洪水時における情報提供の充実
40 庁舎等の防災拠点の強化	⑦治水施設整備等の促進
(5) 防災施設の整備等	
41 堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	⑦治水施設整備等の促進
42 本川と支川の合流部等の対策	⑦治水施設整備等の促進
43 多数の家屋や重要施設等の保全対策	⑦治水施設整備等の促進
44 流水や土砂の影響への対策	⑦治水施設整備等の促進
45 土砂・洪水氾濫への対策	⑦治水施設整備等の促進
46 ダム等の洪水調節機能の向上・確保【対象外】	-
47 重要インフラの機能確保	⑦治水施設整備等の促進
48 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	⑦治水施設整備等の促進
49 河川管理の高度化の検討	⑦治水施設整備等の促進
(6) 防災・減災に関する国の支援	
50 水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	⑦治水施設整備等の促進
51 代行制度による都道府県に対する技術支援	⑦治水施設整備等の促進
52 適切な土地利用の促進	⑦治水施設整備等の促進
53 災害時及び災害復旧に対する支援	⑦治水施設整備等の促進
54 災害情報の地方公共団体との共有体制強化	⑦治水施設整備等の促進

6. 概ね 5 年で実施する取組

前述の減災目標を達成するためには、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図る必要がある。

そのため、概ね 5 年で実施する取組は、国土交通省がとりまとめた「緊急行動計画（平成 31 年 1 月改定）」を基本とし、地域特有の課題を踏まえた静岡県東部地域独自の取組を追加するかたちで設定した。（P17・P29）

表中の「対応する課題」欄の記号は、「4 現状の取組状況と課題」に記載した表中の記号と対応している。

7. 流域治水に関する取組

狩野川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するため、令和 2 年 8 月、「狩野川流域治水協議会」を設立した。

狩野川流域における「流域治水」の取組の全体像をとりまとめた「狩野川水系流域治水プロジェクト」を令和 3 年 3 月に策定した。

8. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

今後、災害発生等による社会経済状況の変化や全国で作成される他の取組方針の内容、技術開発の動向等を収集したうえで、随時、その時点までの取組状況を踏まえ、取組方針を見直すこととする。

(1) 関係機関の連携体制

取組 番号	主な取組項目	目標時期	取組機関	対応する課題		
				分類	記号	内容
1	大規模氾濫減災協議会等の設置	引き続き実施	市町 静岡県 消防本部 警察本部 陸上自衛隊 伊豆箱根鉄道(株) 静岡地方气象台 中部地整	—	—	—

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

※■は当地域での主な取組項目の対象外を示す。

取組番号	主な取組項目	目標時期	取組機関	対応する課題		
				分類	記号	内容
①情報伝達、避難計画等に関する事項						
2	洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	引き続き実施	市町 静岡県 静岡地方気象台 中部地整	洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容	K	提供されている情報の持つ意味が十分理解されていない懸念がある。
				円滑な避難情報の発令について	M	避難指示の発令基準に基づいたタイムライン（時系列の防災行動計画）が作成されていない。
				円滑な避難情報の発令について	P	沿川市町は風水害における避難指示の実績が少ないため、円滑な避難指示等の発令ができない恐れがある。
				円滑な避難情報の発令について	Q	避難指示発令等の判断やタイミングが難しいため、河川管理者の首長の意思決定を後押しする支援が必要である。
				住民等への情報伝達の方法について	R	防災無線、広報車などによる伝達は、風雨などの騒音等により聞き取りが困難となることが懸念される。
				水防活動のための水防警報の伝達や河川水位等に係る情報提供	i	情報伝達された際の各行政機関が、どのように行動をとるべきか十分理解されていないことが懸念されるため、住民の命を守ることを第一に、避難指示の発令等に着目したタイムラインを定期的に確認する必要がある。
3	避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（タイムライン）	令和7年度まで	市町 静岡県 静岡地方気象台 中部地整	円滑な避難情報の発令について	M	避難指示の発令基準に基づいたタイムライン（時系列の防災行動計画）が作成されていない。
				円滑な避難情報の発令について	N	関係機関間で水害対応の手順等の情報共有が十分に図られているとは言えない。
				円滑な避難情報の発令について	P	沿川市町は風水害における避難指示の実績が少ないため、円滑な避難指示等の発令ができない恐れがある。
4	多機関連携型タイムラインの拡充	令和7年度まで	市町 静岡県 静岡地方気象台 中部地整	円滑な避難情報の発令について	N	関係機関間で水害対応の手順等の情報共有が十分に図られているとは言えない。
				円滑な避難情報の発令について	P	沿川市町は風水害における避難指示の実績が少ないため、円滑な避難指示等の発令ができない恐れがある。
				河川の巡視	j	河川巡視情報が伝達された際の各行政機関が、どのような行動を取るべきか十分理解されていないことが懸念される。（タイムライン等の取組が必要）

取組番号	主な取組項目	目標時期	取組機関	対応する課題		
				分類	記号	内容
5	水害危険性の周知促進	令和7年度まで	市町 静岡県 消防本部 陸上自衛隊 静岡地方気象台 中部地整	水防災意識について	C	住民に自助・共助の大切さが十分理解されていないことが懸念されるため、防災意識向上に向けた継続的な取組を行うことで、世代間の継承、災害に強い地域文化を形成する必要がある。
				想定される浸水リスクの周知について	G	最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域図、ハザードマップが未策定の河川がある。
				想定される浸水リスクの周知について	H	洪水時の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた時の対応について、行政や住民が十分理解しておく必要がある。
				洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容	J	インターネット等により防災情報を提供しているが、情報の入手先が分からず、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。
				洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容	K	提供されている情報の持つ意味が十分理解されていない懸念がある。
				洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容	L	水位計や監視カメラが設置されていない河川の情報が入手できない。
				円滑な避難情報の発令について	Q	避難指示発令等の判断やタイミングが難しいため、河川管理者の首長の意思決定を後押しする支援が必要である。
				水防活動の実施体制の強化について	V	水防団員の高齢化が進んでおり、迅速かつ的確な水防活動を継続させるため、若年層の入団促進や、水防団員に対する重要水防箇所や水防資機材等の状況の理解促進、水防技術の伝承及び水防活動の効率化を図る必要がある。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	a	浸水が予想される施設や地域について、浸水リスクや対策等の説明が十分になされていない。
				排水施設、排水資機材の操作・運用について	g	近年、激化する気象状況（局地的豪雨や台風の大型化など）からも流域の治水安全度は十分ではない。
想定される浸水リスクの周知について	I	計画規模を超える大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合に住民避難が適切に行えないことが懸念される。				

取組番号	主な取組項目	目標時期	取組機関	対応する課題		
				分類	記号	内容
6	ICT等を活用した洪水情報の提供	令和7年度まで	市町 静岡県 静岡地方気象台 中部地整	円滑な避難情報の発令について	P	沿川市町は風水害における避難指示の実績が少ないため、円滑な避難指示等の発令ができない恐れがある。
				住民等への情報伝達の方法について	R	防災無線、広報車などによる伝達は、風雨などの騒音等により聞き取りが困難となることが懸念される。
				住民等への情報伝達の方法について	S	多くの防災情報が発信されているが、活用方法や説明の文言などが受け手側に分かりにくい。
				住民等への情報伝達の方法について	T	メール配信による情報提供を行っているが、一部の利用にとどまっている。
7	危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理	令和7年度まで	市町 静岡県 静岡地方気象台 中部地整	円滑な避難情報の発令について	P	沿川市町は風水害における避難指示の実績が少ないため、円滑な避難指示等の発令ができない恐れがある。
				住民等への情報伝達の方法について	R	防災無線、広報車などによる伝達は、風雨などの騒音等により聞き取りが困難となることが懸念される。
				住民等への情報伝達の方法について	S	多くの防災情報が発信されているが、活用方法や説明の文言などが受け手側に分かりにくい。
8	洪水予測や河川水位の状況に関する解説	引き続き実施	市町 静岡県 静岡地方気象台 中部地整	円滑な避難情報の発令について	P	沿川市町は風水害における避難指示の実績が少ないため、円滑な避難指示等の発令ができない恐れがある。
				住民等への情報伝達の方法について	R	防災無線、広報車などによる伝達は、風雨などの騒音等により聞き取りが困難となることが懸念される。
9	防災施設の機能に関する情報提供の充実	引き続き実施	市町 中部地整	水防災意識について	B	これまでの洪水で大きな効果を発揮してきた狩野川放水路の役割や効果について、地域住民に十分に理解されていない。
10	ダム放流情報を活用した避難体系の確立【対象外】	—	—	—	—	—
11	土砂災害警戒情報を補足する情報の提供	引き続き実施	市町 静岡県 静岡地方気象台	水防活動のための水防警報の伝達や河川水位等に係る情報提供	i	情報伝達された際の各行政機関が、どのように行動をとるべきか十分理解されていないことが懸念されるため、住民の命を守ることを第一に、避難指示の発令等に着目したタイムラインを定期的に確認する必要がある。
12	避難計画作成の支援ツールの充実	引き続き実施	市町 静岡県 中部地整	想定される浸水リスクの周知について	E	浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されていない。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	Z	大規模な水害時には、災害拠点病院や工場等が浸水し、機能が低下・停止する恐れがある。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	a	浸水が予想される施設や地域について、浸水リスクや対策等の説明が十分になされていない。

取組番号	主な取組項目	目標時期	取組機関	対応する課題		
				分類	記号	内容
13	隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	令和7年度まで	市町 静岡県 中部地整	想定される浸水リスクの周知について	G	最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域図、ハザードマップが未策定の河川がある。
				円滑な避難情報の発令について	Q	避難指示発令等の判断やタイミングが難しいため、河川管理者の首長の意思決定を後押しする支援が必要である。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	a	浸水が予想される施設や地域について、浸水リスクや対策等の説明が十分になされていない。
				想定される浸水リスクの周知について	I	計画規模を超える大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合に住民避難が適切に行えないことが懸念される。
14	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	引き続き実施	市町 静岡県 静岡地方気象台 中部地整	想定される浸水リスクの周知について	F	要配慮者施設における避難計画の作成率及び訓練の実施率が低い。
				円滑な避難情報の発令について	P	沿川市町は風水害における避難指示の実績が少ないため、円滑な避難指示等の発令ができない恐れがある。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	a	浸水が予想される施設や地域について、浸水リスクや対策等の説明が十分になされていない。
				想定される浸水リスクの周知について	I	計画規模を超える大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合に住民避難が適切に行えないことが懸念される。
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項						
15	浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等	引き続き実施	静岡県 中部地整	想定される浸水リスクの周知について	E	浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されていない。
16	ハザードマップの改良、周知、活用	令和7年度まで	市町 静岡県 中部地整	想定される浸水リスクの周知について	E	浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されていない。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	Z	大規模な水害時には、災害拠点病院や工場等が浸水し、機能が低下・停止する恐れがある。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	a	浸水が予想される施設や地域について、浸水リスクや対策等の説明が十分になされていない。

取組番号	主な取組項目	目標時期	取組機関	対応する課題		
				分類	記号	内容
17	浸水実績等の周知	令和7年度まで	市町 静岡県 中部地整	水防災意識について	C	住民に自助・共助の大切さが十分理解されていないことが懸念されるため、防災意識向上に向けた継続的な取組を行うことで、世代間の継承、災害に強い地域文化を形成する必要がある。
				想定される浸水リスクの周知について	G	最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域図、ハザードマップが未策定の河川がある。
				想定される浸水リスクの周知について	H	洪水時の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた時の対応について、行政や住民が十分理解しておく必要がある。
18	ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	令和7年度まで	市町 静岡県 中部地整	想定される浸水リスクの周知について	E	浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されていない。
19	災害リスクの現地表示	令和7年度まで	市町 静岡県 中部地整	水防災意識について	C	住民に自助・共助の大切さが十分理解されていないことが懸念されるため、防災意識向上に向けた継続的な取組を行うことで、世代間の継承、災害に強い地域文化を形成する必要がある。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	a	浸水が予想される施設や地域について、浸水リスクや対策等の説明が十分になされていない。
20	防災教育の促進	引き続き実施	市町 静岡県 静岡地方気象台 中部地整	水防災意識について	A	過去の被害の経験・教訓を風化させないように、次世代に継承していくための継続的な取組が必要である。
				水防災意識について	B	これまでの洪水で大きな効果を発揮してきた狩野川放水路の役割や効果について、地域住民に十分に理解されていない。
				想定される浸水リスクの周知について	E	浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されていない。
				洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容	J	インターネット等により防災情報を提供しているが、情報の入手先が分からず、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。
				洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容	K	提供されている情報の持つ意味が十分理解されていない懸念がある。
				想定される浸水リスクの周知について	H	洪水時の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた時の対応について、行政や住民が十分理解しておく必要がある。
				水防活動の実施体制の強化について	V	水防団員の高齢化が進んでおり、迅速かつ的確な水防活動を継続させるため、若年層の入団促進や、水防団員に対する重要水防箇所や水防資機材等の状況の理解促進、水防技術の伝承及び水防活動の効率化を図る必要がある。

取組番号	主な取組項目	目標時期	取組機関	対応する課題		
				分類	記号	内容
21	避難訓練への地域住民の参加促進	引き続き実施	市町	想定される浸水リスクの周知について	H	洪水時の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた時の対応について、行政や住民が十分理解しておく必要がある。
				想定される浸水リスクの周知について	I	計画規模を超える大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合に住民避難が適切に行えないことが懸念される。
22	共助の仕組みの強化	引き続き実施	市町 静岡県 静岡地方気象台 中部地整	想定される浸水リスクの周知について	E	浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されていない。
				円滑な避難情報の発令について	M	避難指示の発令基準に基づいたタイムライン（時系列の防災行動計画）が作成されていない。
				円滑な避難情報の発令について	O	避難計画及び避難指示の発令基準が住民の避難行動に直接結びついていない。
23	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	令和7年度まで	市町 静岡県 静岡地方気象台 中部地整	想定される浸水リスクの周知について	E	浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されていない。
				円滑な避難情報の発令について	M	避難指示の発令基準に基づいたタイムライン（時系列の防災行動計画）が作成されていない。
				円滑な避難情報の発令について	O	避難計画及び避難指示の発令基準が住民の避難行動に直接結びついていない。
24	地域防災力の向上のための人材育成	令和7年度まで	市町 静岡県 消防本部 静岡地方気象台 中部地整	洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容	L	水位計や監視カメラが設置されていない河川の情報が入手できない。
				円滑な避難情報の発令について	P	沿江市町は風水害における避難指示の実績が少ないため、円滑な避難指示等の発令ができない恐れがある。
				住民等への情報伝達の方法について	R	防災無線、広報車などによる伝達は、風雨などの騒音等により聞き取りが困難となることが懸念される。
				住民等への情報伝達の方法について	S	多くの防災情報が発信されているが、活用方法や説明の文言などが受け手側に分かりにくい。
				水防活動の実施体制の強化について	W	水防団が円滑に活動するための拠点等の施設整備が不足している。
				水防活動の実施体制の強化について	X	基準観測所の対象区間が広範囲であるため、優先的に水防活動を実施すべき箇所が十分把握できていない。

取組番号	主な取組項目	目標時期	取組機関	対応する課題		
				分類	記号	内容
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項						
25	洪水予測や水位情報の提供の強化	令和7年度まで	市町 静岡県 静岡地方気象台 中部地整	洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容	L	水位計や監視カメラが設置されていない河川の情報が入手できない。
				円滑な避難情報の発令について	P	沿川市町は風水害における避難指示の実績が少ないため、円滑な避難指示等の発令ができない恐れがある。
				住民等への情報伝達の方法について	R	防災無線、広報車などによる伝達は、風雨などの騒音等により聞き取りが困難となることが懸念される。
				住民等への情報伝達の方法について	S	多くの防災情報が発信されているが、活用方法や説明の文言などが受け手側に分かりにくい。
				水防活動の実施体制の強化について	W	水防団が円滑に活動するための拠点等の施設整備が不足している。
				水防活動の実施体制の強化について	X	基準観測所の対象区間が広範囲であるため、優先的に水防活動を実施すべき箇所が十分把握できていない。
26	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	対応済み	静岡県 中部地整	被害を軽減するための施設整備について	e	流水を安全に流すためのハード対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための危機管理ハード対策の整備が必要である。
27	避難路、避難場所の安全対策の強化	令和7年度まで	市町 静岡県 中部地整	住民等の安全な避難について	U	避難の安全性が確保されていない。
28	応急的な退避場所の確保	令和7年度まで	市町 静岡県 中部地整	住民等の安全な避難について	U	避難の安全性が確保されていない。
29	河川防災ステーションの整備	令和7年度まで	市町 静岡県 中部地整	水防活動の実施体制の強化について	W	水防団が円滑に活動するための拠点等の施設整備が不足している。
				水防資機材の整備状況について	Y	複数箇所の水防対応や大規模な対応が必要となった場合に資機材の不足が懸念される。

(3) 被害軽減の取組

取組 番号	主な取組項目	目標時期	取組機関	対応する課題		
				分類	記号	内容
①水防体制に関する事項						
30	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	引き続き実施	市町 静岡県 中部地整	想定される浸水リスクの周知について	E	浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されていない。
				水防活動の実施体制の強化について	V	水防団員の高齢化が進んでおり、迅速かつ的確な水防活動を継続させるため、若年層の入団促進や、水防団員に対する重要水防箇所や水防資機材等の状況の理解促進、水防技術の伝承及び水防活動の効率化を図る必要がある。
				水防活動の実施体制の強化について	W	水防団が円滑に活動するための拠点等の施設整備が不足している。
				水防資機材の整備状況について	Y	複数箇所の水防対応や大規模な対応が必要となった場合に資機材の不足が懸念される。
31	水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）	引き続き実施	市町 静岡県 中部地整	水防活動の実施体制の強化について	V	水防団員の高齢化が進んでおり、迅速かつ的確な水防活動を継続させるため、若年層の入団促進や、水防団員に対する重要水防箇所や水防資機材等の状況の理解促進、水防技術の伝承及び水防活動の効率化を図る必要がある。
32	水防訓練の充実	引き続き実施	市町 静岡県 消防本部 警察本部 陸上自衛隊 伊豆箱根鉄道(株) 中部地整	水防活動の実施体制の強化について	V	水防団員の高齢化が進んでおり、迅速かつ的確な水防活動を継続させるため、若年層の入団促進や、水防団員に対する重要水防箇所や水防資機材等の状況の理解促進、水防技術の伝承及び水防活動の効率化を図る必要がある。
33	水防関係者間での連携、協力に関する検討	引き続き実施	市町 静岡県 消防本部 警察本部 陸上自衛隊 静岡地方气象台 中部地整	水防活動の実施体制の強化について	V	水防団員の高齢化が進んでおり、迅速かつ的確な水防活動を継続させるため、若年層の入団促進や、水防団員に対する重要水防箇所や水防資機材等の状況の理解促進、水防技術の伝承及び水防活動の効率化を図る必要がある。

取組番号	主な取組項目	目標時期	取組機関	対応する課題		
				分類	記号	内容
34	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	引き続き実施	市町 静岡県 中部地整	想定される浸水リスクの周知について	E	浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されていない。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	Z	大規模な水害時には、災害拠点病院や工場等が浸水し、機能が低下・停止する恐れがある。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	a	浸水が予想される施設や地域について、浸水リスクや対策等の説明が十分になされていない。
35	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）	引き続き実施	市町 静岡県 警察本部	災害拠点病院等の水害時における対応について	Z	大規模な水害時には、災害拠点病院や工場等が浸水し、機能が低下・停止する恐れがある。
36	早期復興を支援する事前の準備	引き続き実施	市町 静岡県 陸上自衛隊 静岡地方気象台 中部地整	排水施設、排水資機材の操作・運用について	b	想定最大規模の洪水や津波を対象とした被災に対する排水計画が未整備であり、迅速な復旧作業ができない可能性がある。
				排水施設、排水資機材の操作・運用について	d	大規模な浸水が予想される地区において、より迅速な排水活動を行うために実働訓練が必要である。
				排水施設、排水資機材の操作・運用について	g	近年、激化する気象状況（局地的豪雨や台風の大型化など）からも流域の治水安全度は十分ではない。

(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

取組番号	主な取組項目	目標時期	取組機関	対応する課題		
				分類	記号	内容
37	排水施設、排水資機材の運用方法の改善	令和7年度まで	市町 静岡県 中部地整	水防資機材の整備状況について	Y	複数箇所の水防対応や大規模な対応が必要となった場合に資機材の不足が懸念される。
				排水施設、排水資機材の操作・運用について	b	想定最大規模の洪水や津波を対象とした被災に対する排水計画が未整備であり、迅速な復旧作業ができない可能性がある。
				排水施設、排水資機材の操作・運用について	d	大規模な浸水が予想される地区において、より迅速な排水活動を行うために実働訓練が必要である。
				被害を軽減するための施設整備について	e	流水を安全に流すためのハード対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための危機管理ハード対策の整備が必要である。
				排水施設、排水資機材の操作・運用について	f	排水機場の操作人の避難に伴い排水機場を停止せざるをえないことから、操作人がいなくても遠隔制御ができる整備が必要である。
38	排水設備の耐水性の強化	令和7年度まで	市町 中部地整	排水施設、排水資機材の操作・運用について	c	計画規模の洪水時に浸水が想定される排水機場の耐水化や非常用電源の整備等による機能維持が必要である。
39	浸水被害軽減地区の指定	令和7年度まで	市町 静岡県	想定される浸水リスクの周知について	G	最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域図、ハザードマップが未策定の河川がある。
40	庁舎等の防災拠点の強化	令和7年度まで	市町 静岡県 消防本部 警察本部 中部地整	想定される浸水リスクの周知について	E	浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されていない。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	Z	大規模な水害時には、災害拠点病院や工場等が浸水し、機能が低下・停止する恐れがある。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	a	浸水が予想される施設や地域について、浸水リスクや対策等の説明が十分になされていない。

(5) 防災施設の整備等

※■は当地域での主な取組項目の対象外を示す。

取組番号	主な取組項目	目標時期	取組機関	対応する課題		
				分類	記号	内容
41	堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	対応済み	静岡県 中部地整	被害を軽減するための施設整備について	e	流水を安全に流すためのハード対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための危機管理ハード対策の整備が必要である。
				排水施設、排水資機材の操作・運用について	g	近年、激化する気象状況（局地的豪雨や台風の大型化など）からも流域の治水安全度は十分ではない。
42	本川と支川の合流部等の対策	令和7年度まで	静岡県 中部地整	堤防等河川管理施設の現在の状況	k	本川の排水等に対する合流部でのハード対策等が必要である。
43	多数の家屋や重要施設等の保全対策	令和7年度まで	市町 静岡県 中部地整	排水施設、排水資機材の操作・運用について	g	近年、激化する気象状況（局地的豪雨や台風の大型化など）からも流域の治水安全度は十分ではない。
44	流木や土砂の影響への対策	令和7年度まで	市町 静岡県 中部地整	堤防等河川管理施設の現在の状況	l	上流部で発生した土砂・流木の影響により下流における被害が拡大する危険性がある。
45	土砂・洪水氾濫への対策	令和7年度まで	市町 静岡県 中部地整	排水施設、排水資機材の操作・運用について	g	近年、激化する気象状況（局地的豪雨や台風の大型化など）からも流域の治水安全度は十分ではない。
46	ダム等の洪水調節機能の向上・確保【対象外】	—	—	—	—	—
47	重要インフラの機能確保	令和7年度まで	市町 静岡県 消防本部 中部地整	水防活動の実施体制の強化について	W	水防団が円滑に活動するための拠点等の施設整備が不足している。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	Z	大規模な水害時には、災害拠点病院や工場等が浸水し、機能が低下・停止する恐れがある。
48	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	令和7年度まで	市町 静岡県 中部地整	被害を軽減するための施設整備について	g	近年、激化する気象状況（局地的豪雨や台風の大型化など）からも流域の治水安全度は十分ではない。
				内水被害を軽減するための取り組みについて	h	ハード・ソフト面からの総合的な内水対策の実施が必要である。
49	河川管理の高度化の検討	引き続き実施	市町 静岡県 中部地整	洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容	L	水位計や監視カメラが設置されていない河川の情報が入手できない。

(6) 減災・防災に関する国の支援

取組番号	主な取組項目	目標時期	取組機関	対応する課題		
				分類	記号	内容
50	水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	引き続き実施	静岡県 中部地整	水防災意識について	D	地方公共団体の水防災社会再構築に係る取組を継続的に支援する必要がある。
51	代行制度による都道府県に対する技術支援	対象外	中部地整	排水施設、排水資機材の操作・運用について	g	近年、激化する気象状況（局地的豪雨や台風の大型化など）からも流域の治水安全度は十分ではない。
52	適切な土地利用の促進	引き続き実施	市町 静岡県 中部地整	想定される浸水リスクの周知について	E	浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されていない。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	Z	大規模な水害時には、災害拠点病院や工場等が浸水し、機能が低下・停止する恐れがある。
				災害拠点病院等の水害時における対応について	a	浸水が予想される施設や地域について、浸水リスクや対策等の説明が十分になされていない。
				排水施設、排水資機材の操作・運用について	g	近年、激化する気象状況（局地的豪雨や台風の大型化など）からも流域の治水安全度は十分ではない。
53	災害時及び災害復旧に対する支援	引き続き実施	市町 静岡県 静岡地方気象台 中部地整	洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容	K	提供されている情報の持つ意味が十分理解されていない懸念がある。
				円滑な避難情報の発令について	Q	避難指示発令等の判断やタイミングが難しいため、河川管理者の首長の意思決定を後押しする支援が必要である。
				排水施設、排水資機材の操作・運用について	g	近年、激化する気象状況（局地的豪雨や台風の大型化など）からも流域の治水安全度は十分ではない。
54	災害情報の地方公共団体との共有体制強化	令和7年度まで	市町 静岡県 消防本部 警察本部 陸上自衛隊 静岡地方気象台 中部地整	洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容	K	提供されている情報の持つ意味が十分理解されていない懸念がある。
				円滑な避難情報の発令について	Q	避難指示発令等の判断やタイミングが難しいため、河川管理者の首長の意思決定を後押しする支援が必要である。